

特定非営利活動法人 全国認定こども園協会会員のみなさまへ

認定こども園補償制度

ご加入のおすすめ

クレーム対応費用保険のご案内 (業務妨害等対応費用保険)

被保険者が第三者から過度なクレーム行為を受けた場合に、そのクレームへ対応する際の円満な解決をサポートするプランです。損保ジャパンが指定するクレームコンシェルによる相談、アドバイス等のサービスを受けることができ、また損保ジャパンの承諾のもと弁護士による法的対応を行う場合に、保険金をお支払いします。

締切日 2021年3月12日(金)までに保険料を払込みください

保険期間 (1年間) 2021年4月1日(午後4時) から
2022年4月1日(午後4時)

特定非営利活動法人 全国認定こども園協会

- この補償制度は、特定非営利活動法人 全国認定こども園協会が保険契約者となる団体契約です。
- 本書中面の補償内容(概要)には、ご加入にあたっての重要な事項が記載されておりますので、事前に必ずご一読ください。皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」等)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。
- このパンフレットは「認定こども園補償制度」の概要を説明したものです。詳しい内容やご加入手続きについては、取扱代理店までお問い合わせください。

業務妨害等対応費用保険の主な補償内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

保険金をお支払する場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者(会員の学校法人または社会福祉法人)が日本国内で行った業務に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクハラ、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似する行為を行ったことにより、被保険者が弁護士費用を負担する場合にそのかかった費用をお支払いします。ただし、被保険者がクレーム行為を解決するために、クレームコンシエルの承認を得て負担する費用のうち損保ジャパンが認めたものにかぎります。	被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および偶然な事故に対応するために要した実費で、必要かつ有益な費用をいいます。なお、顧問料および日当は含みません。	①従業員同士のトラブル ②この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合 ③この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合 ④被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ⑤クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害 など

用語	用語の定義
【クレーム行為】	記名被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為を行うことをいいます。
【クレームコンシェル】	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
【実費】	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
【訴訟費用】	調停、審判および抗告に要する費用を含みます。
【調査費用】	翻訳料、調査料等の費用をいいます。

<p>〈引受保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5408 【受付時間】 9:00 ~ 17:00(土・日・祝日除く)</p>	<p>(問い合わせ先)取扱代理店 株式会社第一成和事務所 〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11-6 日本橋TSビル8階 TEL 03-3669-2831 【受付時間】 9:00 ~ 17:30(土・日・祝日除く)</p>
--	--

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しております。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

(SJ20-13345 2021/01/19)

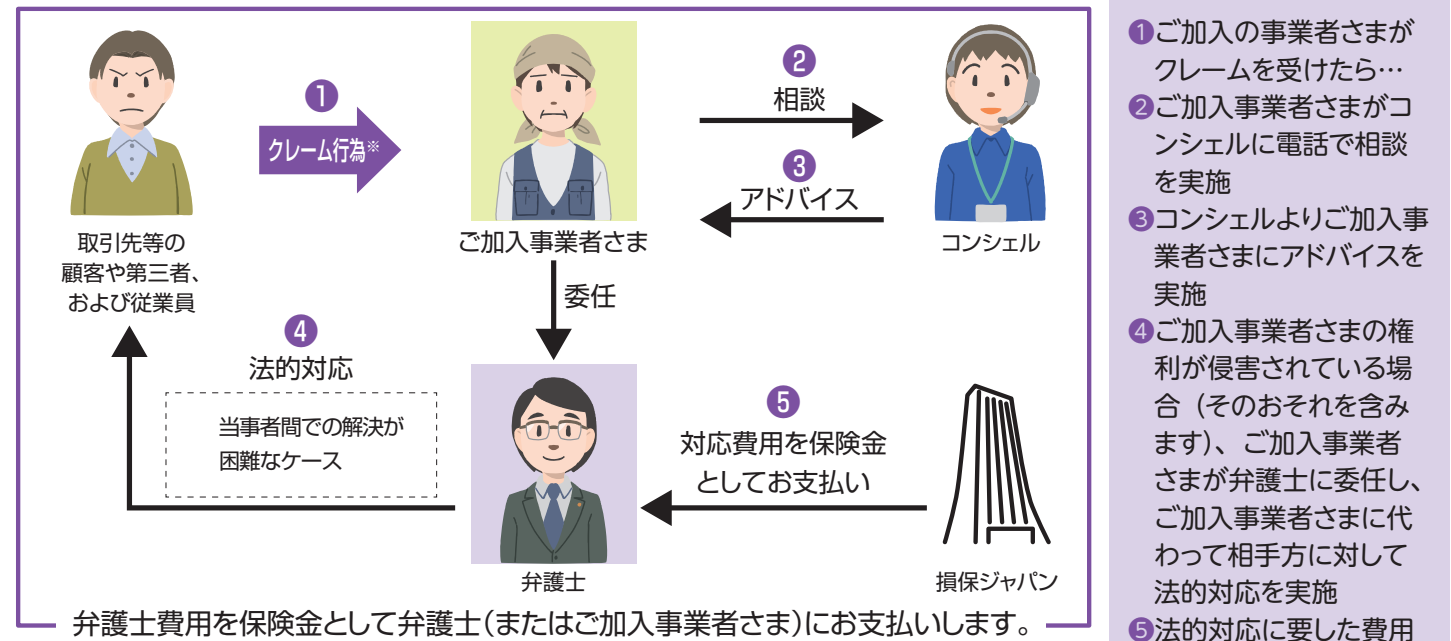
クレームを受けたら…

コンシェル



コンシェルについて

- 電話オペレータと弁護士が常駐する相談窓口です。
- コンシェルに常駐の弁護士からは一般的な法律相談や法制度上の助言をいたします。(個別具体的に法的な助言は行いません。)
- コンシェルに常駐の弁護士との1回の相談時間の目安は15分とさせていただきます。
- 受付時間は平日の午前10時から午後6時まで(年末年始は休業)
- 相談料は無料です。
- お問い合わせ先は加入者証にてご案内します。



- 1 ご加入の事業者さまがクレームを受けたら…
- 2 ご加入事業者さまがコンシェルに電話で相談を実施
- 3 コンシェルよりご加入事業者さまにアドバイスを実施
- 4 ご加入事業者さまの権利が侵害されている場合(そのおそれを含みます)、ご加入事業者さまが弁護士に委任し、ご加入事業者さまに代わって相手方に対して法的対応を実施
- 5 法的対応に要した費用を弁護士に保険金としてお支払い

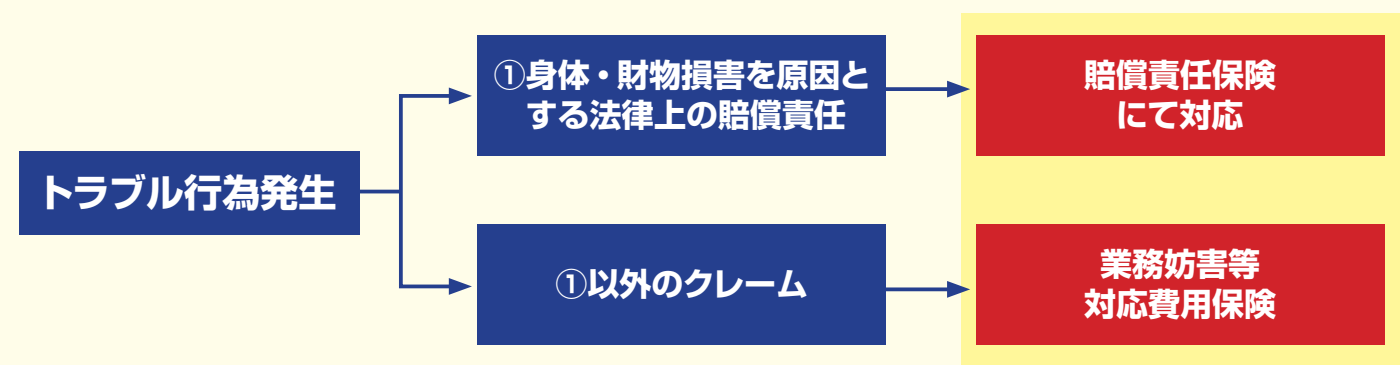
※暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為

注意
 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、相談窓口(コンシェル)に相談があったうえで、損保ジャパンが指定する第三者機関が争訟と判断した事案に関する費用のみが対象となります。
 ※弁護士を指定することも可能です。ただし、事前に損保ジャパンが承諾した場合にかぎり。なお、日当および顧問弁護士の顧問料は保険金支払いの対象外となるのでご注意ください。

想定される事故事例

No.	想定される事故事例
1	卒園した園児の親から、園児の自傷行為による健康被害の責任を追及され、執拗な電話で治療費の支払いを要求された。
2	他の園児への暴力行為を注意したところ、暴力行為を行った園児の保護者から謝罪・土下座を要求された上、事実に基づかない批判をネットに書き込まれた。
3	発表会の配役で自分の子を主演にしろと自分勝手な主張をし、配役を変更するまで帰らないと園の職員室に居座り続けた。
4	園に対して、近隣の住民の方が「園児がうるさい」と過度に苦情が申し立てられ、業務運営が阻害された。

賠償責任保険と業務妨害等対応費用保険の棲み分け



※①であっても、示談後にクレームを受けたケースは業務妨害等対応費用保険の対象になります。

年間保険料

(保険期間1年、一括払)

保険金額	売上高 3億円以下	売上高 10億円以下
1事故 100万円限度 期間中 200万円限度	61,000円	180,000円

支払保険金	支払保険金の内容
弁護士費用保険金	弁護士に相談・委任するにあたって支払われる保険金 紛争を解決することに要する以下の費用 ・相談料 ・着手金・報酬金 ・手数料 ・訴訟費用 ・諸経費等 ※ただし、顧問料・日当は対象外